

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	富士市 予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士市長

公表日

令和4年12月26日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ・ 情報照会機能 情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ・ 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ・ 既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 ・ 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ・ 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 ・ データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。 ・ セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 ・ 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 ・ システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。 ・ 情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (番号連携サーバ(団体内統合宛名システム))
システム3	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。既存業務システムからの団体内統合宛名番号要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し、既存業務システム及び中間サーバーに対し返却する。 ・ 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて、宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐づけて保存し管理する機能 ・ 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する機能 ・ 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種対象者及び予防接種済みの者
その必要性	予防接種状況を把握するために、接種履歴を管理する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:住民であることの確認 ・その他識別番号:対象者を正確に把握するために保有 ・4情報:予防接種の事務遂行と接種歴の保管のために保有 ・連絡先:予防接種事故等に対応する際連絡先が必要 ・その他住民票関係情報:異動等の年月日確認のために保有 ・健康・医療関係情報:予防接種歴の保管のために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	保健部健康政策課健康推進担当

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	
③使用目的 ※	本人確認をし、予防接種記録を正確に管理する。	
④使用の主体	使用部署	保健部健康政策課健康推進担当
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種対象者の抽出 ・予防接種履歴の入力と確認 ・統計データ出力 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
	情報の突合	<p>本人を検索し、住民情報、接種履歴を確認する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。</p>
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	健康管理システムのシステム保守・運用	
①委託内容	システムの運用保守支援	
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	西日本電信電話株式会社 静岡支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	当該事業者名、作業内容、作業範囲及び受託者と当該事業者との契約内容について、事前に書面にて承認
	⑥再委託事項	健康管理システムのパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問い合わせに対する調査
委託事項2～5		
委託事項2	健康管理システムへの入力	
①委託内容	健康管理システムへの入力	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	テルウェル西日本株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている (3) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 16の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第2における予防接種に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 16の3の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2の2
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第2における予防接種に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先3	市区町村長
①法令上の根拠	番号法 第19条第16号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))
⑦時期・頻度	当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・当市では予防接種に係る情報を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要になる。 ・予診票等の関係帳票類については、入退室管理をする執務室内において、鍵付きキャビネット等で保管している。 ・保管年限が経過した届出書等や媒体は破碎・溶解処分している。 <p> <small> <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 </small> </p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p> <small> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 </small> </p>
7. 備考	
<small> <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。 </small>	

〈別添1〉特定個人情報ファイル記録項目

〈健康管理システム〉

(1) 識別情報

- ① 個人番号
- ② 健康管理番号
- ③ 住民票コード

(2) 連絡先等情報

- ① 氏名情報
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 続柄
- ⑤ 住民となった年月日
- ⑥ 住民となった事由
- ⑦ 住民区分(日本人、外国人)
- ⑧ 世帯主情報
- ⑨ 現住所情報
- ⑩ 住所を定めた年月日
- ⑪ 前住所情報、転入元住所情報、転出先住所情報
- ⑫ 消除情報
- ⑬ 通称(外国人住民のみ)の記載
- ⑭ 転出予定者情報
- ⑮ 口座登録・連携ファイル関係情報

(3) 業務関係情報

- ① 予防接種歴

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目〉

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回(1回目/2回目/3回目)
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・予防接種歴の入手については複数項目の本人情報の確認を行っている。 <p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種歴の記載箇所を明確化し、不要な情報は記載されない様式となっている。 ・システムに入力する情報は予診票等に記載された内容を番号化し、入力する仕様になっている。 ・入力内容の点検は入力を行った者以外の者が確認する。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・健康管理システムの端末は、権限を与えられた者のみがパスワードで操作できる。
- ・健康管理システムの端末の画面は、来庁者の目に触れないよう設置する。

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

- ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。
- ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
- ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。
(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)
- ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
- ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)
- ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
- ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。
また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐付けは行われないよう制限する。 ・健康管理システムには、健康管理に関係のない情報を保有しない。 <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。 ・認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限している。 ・パスワードについては、定期的に変更している。 <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <p>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。
その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・端末の画面設定などにより、長時間個人情報が表示されたままになる状況をなくす。 ・端末の画面は、市民から見えない位置に設置することを徹底する。 ・個人情報の印刷は最小限にとどめ、不要な印刷物の処分を徹底する。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 <p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[<input type="checkbox"/> 定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
-----------------------------	---

規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市で定める個人情報の保護に関する条例の遵守 ・秘密の保持 ・指定目的外使用及び第三者への提供の禁止 ・データの複写及び複製の禁止 ・中間資料等の取扱い(中間成果物の保管及び引き渡し) ・安全管理業務 ・記録媒体の取扱い ・記録媒体の破棄 ・履行状況の報告義務 ・監督及び監査(委託者の権利) ・従業員に対する教育の実施義務 ・事故発生の報告義務
-------	--

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
-----------------------------	---

具体的な方法	再委託先事業者においても同等の規定を求める。
--------	------------------------

その他の措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	---

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

情報保護管理体制の確認

- ・委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。
- また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限

- ・作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。

特定個人情報ファイルの取扱いの記録

- ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
- ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等リスクを極小化する。</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<p><ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>【技術的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・健康管理システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐付けは行われないう制限する。</p> <p>・健康管理システムには、健康管理に関係のない情報を保有しない。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>全職員対象の個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会に参加している。 Eラーニングによるセキュリティ教育を実施する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に 職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	富士市保健部健康政策課 〒416-8558 富士市本市場432番地の1 電話番号0545-64-9023
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	富士市保健部健康政策課 〒416-8558 富士市本市場432番地の1 電話番号0545-64-9023
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年7月26日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	所属長	健康対策課長 船村 安英	健康対策課長 稲葉 清美	事後	人事異動に伴う変更
平成30年4月1日	部署	保健部健康対策課	保健部健康政策課	事後	組織改正による部署名の変更
平成30年4月1日	所属長	健康対策課長 稲葉 清美	健康政策課長 渡辺 弘子	事後	人事異動に伴う変更
平成30年4月1日	事務担当部署	保健部健康対策課健診担当	保健部健康政策課健康推進担当	事後	組織改正による部署名の変更
平成30年4月1日	請求先	富士市保健部健康対策課	富士市保健部健康政策課	事後	組織改正による部署名の変更
平成30年4月1日	連絡先	富士市保健部健康対策課	富士市保健部健康政策課	事後	組織改正による部署名の変更
平成31年2月8日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康政策課長 渡辺 弘子	健康政策課長	事後	
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>予防接種法に基づく定期予防接種、及び富士市が行政措置として実施する任意予防接種を実施する。業務を受託する医療機関との協議と委託料の支払い等の事務を行う。 特定個人情報は次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種対象者の確認と通知 ・接種の記録とその管理 ・事故報告と健康被害の救済措置 ・未接種者への勧奨通知 	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく定期予防接種、及び富士市が行政措置として実施する任意予防接種を実施する。業務を受託する医療機関との協議と委託料の支払い等の事務を行う。 特定個人情報は次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の健康被害救済の給付の支給に関する事務 ・予防接種の実費の徴収に関する事務 	事後	字句の整理による変更 番号法及び別表第二省令の改正による変更

	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2 16の2、16の3の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2 16の2、17、18、19の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2 16の2、16の3の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2 16の2、17、18、19の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	番号法及び別表第二省令の改正による変更
	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事後	番号法及び別表第二省令の改正による変更
令和2年4月3日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容		<中間サーバーにおける措置> 情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 特に慎重な対応を求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	事後	番号法及び別表第二省令の改正による変更

令和2年4月3日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 不正な提供が行われるリスク リスクへの対策は十分か		十分である	事後	番号法及び別表第二省令の改正による変更
令和2年4月3日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークとの接続に伴うその他のリスク及びリスクに対する措置		<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等リスクを極小化する。</p>	事後	番号法及び別表第二省令の改正による変更
令和2年4月3日	Ⅲリスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	全職員対象の個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会に参加している。	全職員対象の個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会に参加している。 Eラーニングによるセキュリティ教育を実施する。	事後	軽微な修正
令和2年12月25日	V評価実施手続①実施日	平成27年12月11日	令和2年12月25日	事後	評価再実施

令和3年7月26日	<p>I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容</p>	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく定期予防接種及び富士市が行政措置として実施する任意予防接種を実施する。 業務を受託する医療機関との協議と委託料の支払い等の事務を行う。 特定個人情報は次の事務に利用する。 ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の健康被害救済の給付の支給に関する事務 ・予防接種の実費の徴収に関する事務</p>	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく定期予防接種及び富士市が行政措置として実施する任意予防接種を実施する。 業務を受託する医療機関との協議と委託料の支払い等の事務を行う。 特定個人情報は次の事務に利用する。 ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の健康被害救済の給付の支給に関する事務 ・予防接種の実費の徴収に関する事務</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更
令和3年7月26日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称</p>		ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更
令和3年7月26日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能</p>		<p>・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</p>	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更

令和3年7月26日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 10の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更
令和3年7月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法		[○]その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))	事後 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更
令和3年7月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・予防接種対象者の抽出 ・予防接種履歴の入力と確認 ・統計データ出力	・予防接種対象者の抽出 ・予防接種履歴の入力と確認 ・統計データ出力 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更
令和3年7月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	本人を検索し、住民情報、接種履歴を確認する。	本人を検索し、住民情報、接種履歴を確認する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 (転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う)	事後 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更

<p>令和3年7月26日</p>	<p>(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目</p>	<p><健康管理システム> (1) 識別情報 ① 個人番号 ② 健康管理番号 ③ 住民票コード (2) 連絡先等情報 ① 氏名情報 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 続柄 ⑤ 住民となった年月日 ⑥ 住民となった事由 ⑦ 住民区分(日本人、外国人) ⑧ 世帯主情報 ⑨ 現住所情報 ⑩ 住所を定めた年月日 ⑪ 前住所情報、転入元住所情報、転出先住所情報 ⑫ 消除情報 ⑬ 通称(外国人住民のみ)の記載 ⑭ 転出予定者情報 (3) 業務関係情報 ① 予防接種歴</p>	<p><健康管理システム> 変更前の記載と同じ</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※)</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	<p>事後</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更</p>
------------------	-----------------------------	---	---	-----------	-------------------------------------

<p>令和3年7月26日</p>	<p>Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスクに対する措置の内容</p>	<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ・届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・予防接種歴の入手については複数項目の本人情報の確認を行っている。 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ・予防接種歴の記載箇所を明確化し、不要な情報は記載されない様式となっている。 ・システムに入力する情報は予診票等に記載された内容を番号化し、入力する仕様になっている。 ・入力内容の点検は入力を行った者以外の者が確認する。</p>	<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置 変更前の記載と同じ</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>事後</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更</p>
------------------	---	--	--	-----------	-------------------------------------

<p>令和3年7月26日</p>	<p>Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムの端末は、権限を与えられた者のみがパスワードで操作できる。 ・健康管理システムの端末の画面は、来庁者の目に触れないよう設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムの端末は、権限を与えられた者のみがパスワードで操作できる。 ・健康管理システムの端末の画面は、来庁者の目に触れないよう設置する。 <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 	<p>事後</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更</p>
<p>令和3年7月26日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐付けは行われないう制限する。 ・健康管理システムには、健康管理に関係のない情報を保有しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐付けは行われないう制限する。 ・健康管理システムには、健康管理に関係のない情報を保有しない。 <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末（タブレット端末）からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。 	<p>事後</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更</p>

<p>令和3年7月26日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p>・ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。 ・認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限している。 ・パスワードについては、定期的に変更している。</p>	<p>・ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。 ・認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限している。 ・パスワードについては、定期的に変更している。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>	<p>事後</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更</p>
<p>令和3年7月26日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容</p>		<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	<p>事後</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更</p>

<p>令和3年7月26日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・端末の画面設定などにより、長時間個人情報が表示されたままになる状況をなくす。 ・端末の画面は、市民から見えない位置に設置することを徹底する。 ・個人情報の印刷は最小限にとどめ、不要な印刷物の処分を徹底する。 	<p>変更前の記載に以下を追加 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p>事後</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更</p>
<p>令和3年7月26日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続</p>		<p>[○]その他（健康管理システム）</p>	<p>事後</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更</p>

<p>令和3年7月26日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3</p>		<p>①委託内容 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③委託先名 株式会社ミラボ ④再委託の有無 再委託しない</p>	<p>事後</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更</p>
<p>令和3年7月26日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3</p>		<p>提供先3 市区町村長 ①法令上の根拠 番号法 第19条第15号 ②提供先における用途 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ③提供する情報 市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ) ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ ⑥提供方法 [○]その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)) ⑦時期・頻度 当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度</p>	<p>事後</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更</p>

<p>令和3年7月26日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去</p>	<p>・当市では予防接種に係る情報を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要になる。 ・予診票等の関係帳票類については、入退室管理をする執務室内において、鍵付きキャビネット等で保管している。 ・保管年限が経過した届出書等や媒体は破碎・溶解処分している。</p>	<p>・当市では予防接種に係る情報を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要になる。 ・予診票等の関係帳票類については、入退室管理をする執務室内において、鍵付きキャビネット等で保管している。 ・保管年限が経過した届出書等や媒体は破碎・溶解処分している。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	<p>事後</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更</p>
<p>令和3年7月26日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考</p>		<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>	<p>事後</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更</p>

令和3年7月26日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容		<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更
令和3年7月26日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容		<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更

<p>令和3年7月26日</p>	<p>Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転（委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。）</p>		<p>特定個人情報の提供・移転に関するルール 定めている ルール内容及びルール遵守 の確認方法 ・番号法並びにそれに基づく本 市条例及び規則の規定に基づき、認められる 特定個人情報の提供・移転を行う。その他の 措置の内容 <ワクチン接種記録システムに おける追加措置> ワクチン接種記録システ ムでは、他市区町村への提供の記録を取得し ており、委託業者から「情報提供等の記録」を 入手し、記録の確認をすることができる。リス クへの対策は十分か 十分である 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供 ネットワークシステムを通じた提供を除く。)に おけるその他のリスク及びそのリスクに対する措 置 <ワクチン接種記録システムにおける追 加措置> ・転出元市区町村への個人番号の 提供 当市区町村への転入者について、転 出元市区町村から接種記録を入手するため、 転出元市区町村へ個人番号を提供するが、そ の際は、①本人同意及び本人確認が行われた 情報だけをワクチン接種記録システムを用いて 提供する。②個人番号と共に転出元の市区町 村コードを送信する。そのため、仮に誤った市 区町村コードを個人番号と共に送信したとし ても、電文を受ける市区町村では、該当者が いないため、誤った市区町村に対して個人番 号が提供されない仕組みとなっている。・特 定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN 端末)だけができるように制御している。・特 定個人情報を提供する場面を、必要最小限に 限定している。具体的には、当市区町村への 転入者について、転出元市区町村での接種 記録を入手するために、転出元市区町村へ 個人番号と共に転出元の市区町村コードを 提供する 場面に限定している。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対 策に係る予防接種事務に伴う 変更</p>
------------------	---	--	---	---

<p>令和3年7月26日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>		<p><ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更</p>
------------------	---	--	--	-------------------------------------

令和3年7月26日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	全職員対象の個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会に参加している。 Eラーニングによるセキュリティ教育を実施する。	全職員対象の個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会に参加している。 Eラーニングによるセキュリティ教育を実施する。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更
令和3年7月26日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策		〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に 職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更
令和3年9月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	番号法第19条第15号 番号法第19条第5号	番号法第19条第16号 番号法第19条第6号	事後	番号法改正による変更
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正による変更
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正による変更
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正による変更
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第15号	番号法第19条第16号	事後	番号法改正による変更

令和3年11月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 	事後	予防接種証明書の電子交付等の事務に伴う変更
令和3年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用	[○]その他（ワクチン接種記録システム(VRS)）	[○]その他（ワクチン接種記録システム(VRS)（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。））	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更
令和3年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種対象者の抽出 ・予防接種履歴の入力と確認 ・統計データ出力 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種対象者の抽出 ・予防接種履歴の入力と確認 ・統計データ出力 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更
令和3年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 (転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う)</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更
令和3年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更

<p>令和3年11月30日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p>	<p>事後</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更</p>
-------------------	---	---	---	-----------	-------------------------------------

<p>令和3年11月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスクに対する措置の内容</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①、②は変更前の記載と同じ ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>事後</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更</p>
-------------------	---	--	---	-----------	-------------------------------------

<p>令和3年11月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスクに対する措置の内容 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 変更前の記載と同じ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、 交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、 意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号） による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として 自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、 VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>事後</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更</p>
-------------------	--	--	---	-----------	-------------------------------------

<p>令和3年11月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	<p>事後</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更</p>
-------------------	--	---	---	-----------	-------------------------------------

令和3年11月30日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<p>【技術的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	<p>【技術的対策】 変更前の記載と同じ、以下を追加 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更
令和4年3月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を他市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更
令和4年3月10日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	・接種回(1回目/2回目)	・接種回(1回目/2回目/3回目)	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更
令和4年3月10日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	<p>② 転出先市区町村からの個人番号の入手</p> <p>当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p>	<p>② 他市区町村からの個人番号の入手</p> <p>当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更

令和4年7月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		②システムの機能 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 を追記	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付開始に伴う変更
令和4年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	[○]その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付開始に伴う変更
令和4年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付開始に伴う変更
令和4年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付開始に伴う変更
令和4年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 ※		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 を追記	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付開始に伴う変更
令和4年7月1日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付開始に伴う変更

<p>令和4年7月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p> <p>を追記</p>	<p>事前</p>	<p>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付開始に伴う変更</p>
-----------------	---	--	--	-----------	--

令和4年7月1日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p>	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付開始に伴う変更
令和4年7月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>を追記</p>	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付開始に伴う変更
令和4年12月26日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称 中間サーバー ②システムの機能		<p>・情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能</p> <p>を追記</p>	事前	公金受取口座情報利用開始に伴う変更
令和4年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目		<p>[○]その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)</p>	事前	公金受取口座情報利用開始に伴う変更

令和4年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手先		[○]行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)	事前	公金受取口座情報利用開始に伴う変更
令和4年12月26日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目		<健康管理システム> (2)連絡先等情報 ⑮口座登録・連携ファイル関係情報を追記	事前	公金受取口座情報利用開始に伴う変更